

特定診療科奨学金 Q&A

Q1 指定医療機関はどのようにして決まるのですか？

A1 県、大学、医師会などの関係機関より構成される配置検討会を設置し、配置先を検討します。

Q2 指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A2 本制度が、県内の産科・精神科医療が不足する地域での医師確保を目的としたものであることを踏まえて決定します。

Q3 専門医にはなれますか？

A3 専門医取得に必要となる知識・技能を取得するため、研修が必要と認められる場合は、指定医療機関以外での研修を必要最低限において認めます。
ただし、この期間については義務年限には算定しません。

Q4 新潟大学が指定医療機関となることはありますか？

A4 新潟大学医学部・新潟大学医歯学総合病院の臨床系の助教以上として採用され、本県において、特定診療科における後進の医師の育成に将来にわたり貢献できると認められる場合は指定することがあります。